

衛星開発・実証小委員会の運営について

令和4年2月8日 改訂
令和3年2月2日 策定
衛星開発・実証小委員会

1. 検討事項

- (1) 基本政策部会の所掌事務のうち、政府による民生用衛星の開発・実証に係る具体的な戦略に関すること
- (2) 宇宙開発利用加速化戦略プログラムの執行に関すること

2. 委員構成

小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、宇宙政策委員会委員長（以下、「委員長」）が指名する。また、小委員会には座長を置く。座長は、小委員会に属する委員及び臨時委員のうちから委員長が指名する。座長は座長代理を指名することができる。

3. 利害関係がある場合の特例

小委員会に属する委員のうち、宇宙開発利用加速化戦略プログラムの戦略プロジェクトについて直接利害関係を有する者は、当該利害関係を有する戦略プロジェクトに係る調査審議には加わらないこととする。

4. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。